

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月12日
【事業年度】	第17期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社カカコム
【英訳名】	Kakaku.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 実
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 作田 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 作田 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月24日に提出いたしました第17期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(6) 自己株券買付状況報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第16期）（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

平成25年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第17期第1四半期）（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月12日関東財務局長に提出

（第17期第2四半期）（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）平成25年11月12日関東財務局長に提出

（第17期第3四半期）（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）平成26年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年6月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年4月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成25年12月6日関東財務局長に提出

平成25年11月20日提出の金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(訂正後)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第16期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

平成25年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第17期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月12日関東財務局長に提出

(第17期第2四半期)(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月12日関東財務局長に提出

(第17期第3四半期)(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年6月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年4月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成25年12月6日関東財務局長に提出

平成25年11月20日提出の金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成26年5月14日 至 平成26年5月31日) 平成26年6月13日関東財務局長に提出